

雑 則	工作物への準用
	法第 88 条第 1 項、令第 138 条第 1 項第三号

### 鳥居の取り扱い

鳥居は、令第 138 条第 1 項第三号「広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの」として取り扱う。よって、高さが 4m を超える場合は、法第 88 条第 1 項に該当する工作物となる。

技術的助言等	
参考資料等	